

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認について

令和2年6月
内閣府

1. 根拠・目的

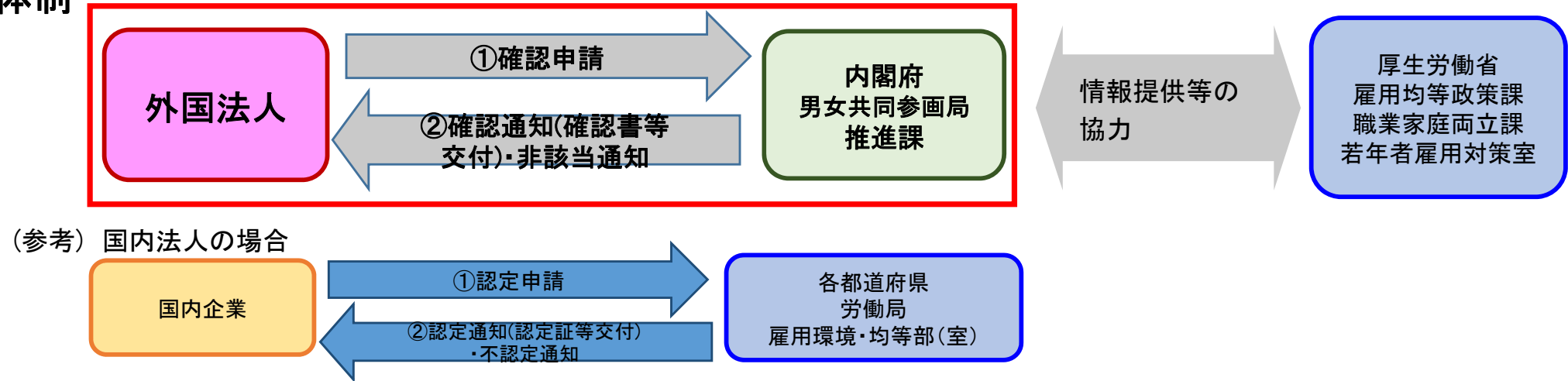
- 「WTOの政府調達に関する協定(以下「政府調達協定」という。)に係る調達に参加する外国企業については、関係法令に基づく認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認をもって、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に準じて取り扱う。」「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)(抄))
- 確認事務取扱要綱(平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定)により、外国法人について認定制度の要件相当の基準を満たす確認を行うこととし、政府調達協定その他の国際約束の対象となる事業(以下「WTO対象事業」という。)において、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「指針」という。)に基づき加点評価を行う際に、確認外国法人について、同等の加点評価を行う。
⇒ WTO対象事業において、指針に基づく取組が可能。

2. 確認の対象となる認定等

- (1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)
(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)
- (2) 次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)
- (3) 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)
- (4) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)

3. 確認体制等

(1) 体制



(2) 確認事務取扱の考え方

- ・ 外国法人の認定等相当の確認基準等は、各認定制度の基準等を準用。
- ・ 外国法人の本社所在国における制度等を勘案する必要がある場合、日本法人との均衡及び内外無差別の観点から、原則日本法人に適用されている要件の水準によるものとし、当該外国法人の状況を踏まえ、日本法人が満たすべき基準と同等の基準を満たしているものを確認。
(例: 法定労働時間が日本と異なる場合、総労働時間から日本の法定労働時間の相当を差し引いて算出。 等)
- ・ 対象外国法人の外国に所在する本社機能を有する事務所及び日本国内の事業所を対象。

(3) その他

- ・ 確認外国法人の情報については、内閣府男女共同参画局HPに掲載。

4. 開始時期

- ・ 平成28年10月1日から外国法人のワーク・ライフ・バランス等認定等相当確認事務を開始。
- ・ WTO対象事業の評価項目について、各府省等は、原則30日間の処理期間及びスケジュール等を踏まえ、設定。